

令和 5 年 1 月 2 7 日

「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示（案）」に関する公聴会の開催について

消費生活のデジタル化の進展に伴い、デジタル広告市場は、マスメディア 4 媒体の広告市場規模を上回るなど拡大が著しくなっています。特に、SNS 上で展開される広告については、その傾向が顕著となっている中で、広告主が自らの広告であることを隠したまま広告を出稿するなどのステルスマーケティングの問題がより一層顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、消費者庁では、適切な表示を実現する観点からインターネット広告市場の健全な発展に向けた対応方策を検討するため、ステルスマーケティングに関する検討会（座長 中川丈久神戸大学大学院法学研究科教授）を開催して、令和 4 年 12 月に報告書を公表しました。

当該報告書に基づき、消費者庁では、景品表示法第 5 条第 3 号に基づく告示においてステルスマーケティングを新たに不当表示として指定するための告示案（以下「告示案」という。別紙 1 参照。）を策定しました（告示案の考え方を示した運用基準案は別紙 2 を参照）。

告示案について、景品表示法第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することし、その旨を令和 5 年 2 月 3 日付け官報に公告することとしました。

1 公聴会の日時及び場所

令和 5 年 2 月 1 7 日（金） 1 3 時 3 0 分

東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1 中央合同庁舎第 4 号館 1 2 階

全省庁共用 1 2 1 4 特別会議室会議室

※ウェブ会議によるオンライン開催

2 意見の申出（様式は別紙 3 のとおり）

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所（郵便番号及び電話番号を付記すること。）、氏名（振り仮名を付記すること。）及び職業を明記の上、意見の概要を次の要領によりできるだけ具体的に記載した文書を令和 5 年 2 月 1 0 日までに消費者庁に提出すること。

なお、公聴会における発言者は、意見概要提出者の中から消費者庁が選定する。

(1) 告示案に対する意見概要の記載事項

- ア 賛否とその理由
- イ 修正案がある場合は、その案
- ウ その他参考となる意見
- エ 公聴会で資料を提出しようとする場合はその資料

(2) 文書の提出先

ア 電子メールの場合

E-mail : i.sutema2022@caa.go.jp 宛て

※電子メール件名を「「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に関する公聴会について」としてください。

イ 郵送の場合

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁表示対策課 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に関する公聴会担当 宛て

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 : 03 (3507) 7564

ホームページ : <https://www.caa.go.jp/>